

## 『成年後見制度の改正について』

平成11年12月1日に民法の改正があり、禁治産者、準禁治産者の表記がなくなり、成年後見制度ができました。認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産の管理、身のまわりの世話のための介護サービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割協議をしたりする必要があっても自分でこれらを行うのが難しい場合があります。また、自分に不利な契約を結んでしまい悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。成年後見制度は、大きく分けると、法廷後見制度と任意後見制度の二つがあります。また、法廷後見制度は、「後見」「補助」「補助」の三つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じた制度を利用できるようになっています。法廷後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為を行ったり、本人が自分で法律行為を行うときに同意を与えたり、本人が同意を得ないで行った不利な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。成年後見人等は、本人のためなどのような保護・支援が必要かなどの事情に応じて、家庭裁判所が選任することになります。本人の親族以外にも、法律・福祉の専門家その他の第三者や、福祉関係の公益法人その他の法人

人が選ばれる場合があります。成年後見人等を複数選ぶことも可能です。また、成年後見人等を監督する成年後見監督人などが選ばれることもあります。成年後見人等は、本人の生活・医療・介護・福祉など、本人の身のまわりの事柄にも目を配りながら本人を保護・支援します。しかし、成年後見人の職務は本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人の職務ではありません。詳しくは役場総務課、または法務局にお尋ねください。

\* 法務省民事局発行「成年後見制度 成年後見登記」より抜粋  
人権擁護委員 神田 勝雄

### ◆ご寄付ありがとうございました◆

皆さまからご寄付いただきました義援金は東秩父村社会福祉協議会を通じて、日本赤十字社埼玉県支部へ送金いたしました。ご厚意ありがとうございました。

- 東日本大震災義援金 510,929円 (4月4日現在)
- ニュージーランド地震災害義援金 46,000円

## 我が家のニューフェイス



旭 楓 太くん  
ふうた

生年月日 平成22年5月23日  
(大字皆谷)

お父さん：康宏さん  
お母さん：未央さん

こんにちは。オレの名前は「ふうた」です。

自慢の愛車（三輪車）で父ちゃん母ちゃんと散歩するのが大好き！

三輪車ツーリングしてくれるお友達、大募集☆見かけたら声かけてね！

## 村営住宅における暴力団排除について

平成23年3月9日、東秩父村議会において東秩父村営住宅管理条例の一部を改正する議案が可決し、暴力団排除条項が導入されました。これは、東秩父村営住宅から暴力団を排除し、入居者および周辺住民の生活の平穏と安全の確保を図るものです。

### 暴力団排除条項とは、

- 暴力団員を入居させない。
- 暴力団員を同居させない。
- 暴力団員と判明したとき村営住宅の明け渡しを請求する（ことができる。）

など、暴力団排除規定を盛り込んだ条項です。

東秩父村では、これからも安全で安心して暮らせる村づくりを進めていきます。